

令和3年第3回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和3年3月22日（月）
- 2 招集場所 市役所3階第二委員会室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子（途中入室）
委員 林 幹字
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 松岡 秀樹
次長兼教育総務課長 阿部 英明
理事兼学校教育監 伊藤 克宏（秘密会時退室）
副理事兼生涯学習課長 中野 裕夫（秘密会時退室）
副理事兼文化財課長 佐藤 良彦（秘密会時退室）
参事兼教育総務課長補佐 菊地 賢一
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の
報告第3号 議案の作成に係る意見）
臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和2年度多賀城市一般会計
報告第4号 補正予算（第11号）に対する意見）
議案第8号 職員の人事について
議案第9号 第2期多賀城市教育振興基本計画について
議案第10号 第三次多賀城市立図書館基本計画について
議案第11号 第四次多賀城市子ども読書活動推進計画について
日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和3年第2回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会及び臨時会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、菊池委員、林委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。資料の1ページをお願いします。

令和3年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、「GIGAスクール構想」に基づく、児童生徒及び教職員一人一台の教育用端末（クロームブック）の整備について、2月26日までに全ての小中学校で完了しました。本格的な利用は令和3年度からを予定しています。

2月8日から3月9日まで30日間の会期で、「令和3年第1回多賀城市議会定例会」が開催され、教育委員会関係議案を含め、提出された議案はすべて可決されました。

3月10日、「第2期多賀城市教育振興基本計画策定委員会」を市役所で開催し、「第2期多賀城市教育振興基本計画案」を策定しました。

3月16日、「塩竈市けやき教室終業の集い（閉所式）」が塩竈市公民館分室で行われ、教育長が出席しました。

3月18日未明、多賀城小学校2階の一教室内の蓄熱暖房器及び周辺部分が燃える火災が発生しました。原因の詳細は、現在消防で調査中です。当該教室は別教室を確保し、通常授業を実施しております。

3月19日、山王小学校に通学する児童1名の新型コロナウイルス感染が判明したことから、当該児童の在籍する教室を閉鎖の上、学校から保護者あて連絡を行い、24日までの予定で臨時休校としております。

3月20日午後6時9分頃に発生した地震（多賀城市震度4）により、宮城県沿岸に津波注意報が発表されたことに伴い、災害対策本部が設置され、市内浸水想定区域に対して避難指示を発令するとともに避難所開設等の災害対応に当たりました。その後、津波注意報が解除されたことに伴い、指定避難所を閉鎖し、避難者は順次帰宅したものの、文化センターのイベント参加者の一部がJR仙石線運休の影響で帰宅困難となりました。帰宅困難者に対しては食料の提供や施設への滞在措置をとり、翌21日午前6時30分に滞在者2名が帰宅したことから、午前9時をもって災害対策本部が閉鎖されました。

なお、教育委員会関係では、小中学校、学校給食センター及び公民館等について、一部被害があるものの通常どおり授業、開館等を行っておりますが、文化センター大ホール・小ホール及び総合体育館大体育室については、現在、被害調査中で、安全が確認でき次第、再開する予定です。

（午後1時5分 樋渡委員途中入室）

市立小中学校の「卒業式」は、3月6日に中学校、3月19日に小学校において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、来賓者数等を縮小して執

り行いました。

令和3年度の市立小中学校の「入学式」は、小中学校とも4月8日に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて執り行う予定です。

次に、生涯学習課関係ですが、2月27日及び28日、中央公民館で「ジュニアリーダー初級研修兼次世代リーダー(インリーダー)育成研修」を開催し、小学生6名、中学生3名が参加しました。ジュニアリーダーサークル「エステバン」7名のほか、中央公民館職員、宮城県子ども会育成連合会や森林インストラクター協会を指導者として、安全教育、創作活動、レクリエーション活動等を通して、コミュニケーション能力や様々な技術の習得を目指しました。

「第2回社会教育委員会議」を書面により開催し、2月24日から3月4日まで、第2期多賀城市教育振興基本計画及び令和2年度協働教育の評価についての御意見をいただきました。

3月12日、「第2回多賀城市立図書館運営審議会」を開催し、「第三次多賀城市立図書館基本計画案」及び「第四次多賀城市子ども読書活動推進計画案」について審議いただきました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

文化財課関係ですが、3月14日、1月10日から開催していた令和2年度資料展「地域の文化財－留ヶ谷・高崎・田中村－」が終了しました。期間中、535名が来場しました。

2ページから4ページの中段までは、別表として社会教育事業等の開催状況等となりますが、朗読は省略いたします。

4ページの下段でございます。令和3年3月22日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。菊池委員。

菊池委員

塩竈のけやき教室が閉所になりましたが、これまで多賀城から現在何名くらい通っていて、そのお子さんの今後の受け入れ態勢はどうなっているのでしょうか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

けやき教室に関しましては、3年生2名、2年生1名、1年生1名が通所しておりましたが、3年生は卒業し、あとの2名はケアハウスの方に相談をしながら、学校にも通っているお子さんでしたので、学校とケアハウスとで協力をしながら学びの場を提供してまいります。

菊池委員

わかりました。ありがとうございました。

教育長

その他にございませんでしょうか。林委員。

林委員

G I G Aスクール構想について教えていただきたいのですが、令和3年度から利用を開始ということですが、端末が子どもたち全員に配付され、それに対する保険について、それから学校のコンセント類の確保について教えてください。

教育長

次長。

次長

端末につきましては配備完了しておりますが、保険につきましては他の自治体の状況等を踏まえまして、現時点では保護者の皆様の方に、例えば御家庭で加入している家財保険にオプションを付けていただく、あとは、P T A連合会で加入している保険の内容確認を行っており、いろいろな方法を検討しております。ただ基本的には、保護者の方による保険契約と考えております。

コンセントにつきましては、学校の教室内に保管庫を設けており、充電器も収めることができ、必ず端末はそこで保管するようルール付けをしております。ソフト面の対応については、学校を通じて4月以降にP Rしていきたいと考えております。

林委員

端末を自宅に持って帰って、もし壊れたら御家庭の保険で直すのはいいと思うのですが、低学年の子などが教室の机の上から落としてしまっただけで破損したのも、保護者の保険でやるということですか。

次長

原因によると思いますが、故意的な破損については保険の範囲が至らない部分があるのは事実です。現時点では端末は保険に加入していない状態ですので、改めまして各家庭の損害保険、PTAの保険など、いろいろありますので、これから検討してくことも通知しながらいきたいと思っております。

ただ、端末の製品そのものに問題がある場合は、メーカー保証で対応したいと考えておりますが、確かに委員おっしゃるとおり足元に落としてしまった場合などについて、検討を進めていきたいと思っております。できるだけ皆さまに速めに周知したいと考えております。

林委員

ありがとうございます。おそらく、大多数の保護者の方は、何かあったら学校の保険などで対応できると考えている人が多いと思っておりますので、もしそうではなくて、保護者が全ての責任を持って管理して、壊れたら保護者で買いなおすといった方針は、なるべく早めに通知していただいた方がいいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今御指摘の保険の部分については研究中でございますので、いろんな自治体から資料を取り寄せているところです。はっきり決まりましたら早めに御連絡いたします。

その他にございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の報告第3号 議案の作成に係る意見）

教育長

次に、本会議に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第3号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見）」を議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

それでは、議案資料の7ページをお願いします。

これは、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和3年第1回多賀城市議会定例会に提案する工事請負契約の締結に関する議案について、意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので報告するものです。

6ページをご覧ください。

こちらが、臨時代理書でございまして、工事請負契約に関する議案について令和3年2月26日付けで異議ない旨、回答しております。

ここから、9ページ以降の左上に臨時代理事務報告第3号関係資料と表示されております資料によりまして、順に内容を御説明いたします。

令和2年度特別史跡多賀城南門等復元工事につき、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約案件ですので、議会の議決を求めるものです。

今回の工事につきましては、多賀城市工事請負業者選定委員会において審議した結果、多賀城市建設工事総合評価一般競争入札施行要綱に基づく「総合評価方式による制限付き一般競争入札」により行うことと決定し、その告示を令和3年2月2日に行いました。

これにより、入札参加申請書提出期限の3年2月16日までに入札参加申請書が提出された申請者について、入札参加資格を審査し承認した業者により、2月24日市役所5階の会議室において入札を執行いたしました。

なお、今回の入札は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵便による入札を執行したものです。入札参加業者が、市役所の入札会場に来庁することなく、関係書類を郵送によって受付し、入札を執行したものでございます。

10ページをお願いします。入札執行調書をご覧ください。

入札件名は、「令和2年度特別史跡多賀城南門等復元工事」で、施工場所は、多賀城市市川字田屋場地内でございます。入札者及び入札価格等の結果は、調書のとおりでございます。

次に11ページをご覧ください。総合評価方式の評価調書でございます。

1の価格以外の評価結果は、12ページの表にある価格以外の評価項目及び評価基準に従いまして入札業者を評価したもので、入札業者の評価結果は11

ページ上段の表のと通りの結果となりました。

2の総合評価結果につきましては、前のページに記載している入札価格を指標化し、価格評価点と価格以外の評価点を合計したもので、表に示すと通りの結果となりました。

この結果を基に審査を行い、2月25日に落札者として決定し、同月26日付けで仮契約を締結したものでございます。

なお、価格評価点の計算方法につきましては、枠線の中に価格評価点の計算例を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

ここで、改めて9ページをご覧ください。

ただ今資料で御説明しましたとおり、松井建設株式会社東北支店と入札価格2億3,000万円に消費税10%相当額を加えた、2億5,300万円で契約することになったものです。

次に、工事の概要について御説明申し上げます。

議案資料13ページ、工事概要書をご覧ください。

今回の工事につきましては、昨年、令和2年12月の第12回教育委員会定例会において、文化庁補助金の追加交付見通しに伴い、補正予算を計上させていただいた、多賀城南門等復元工事の二重部の組立て工事等を行うものでございます。

1の件名は、「令和2年度特別史跡多賀城南門等復元工事」で、2の施工場所は、多賀城市市川字田屋場地内でございます。

3の工事期間は、契約締結日の翌日から令和3年3月31日まででございます。

4の工事概要、南門の復元工事についてですが、(1)の木工事としまして、アは、木材調達と加工、組立てで、これは、二重台輪より上部の構造に係る部分と、イの初重部の扉枠の取付工事を行うものです。

(2)の構造補強工事は、二重の構造体を補強し、建物のかたちを維持するための剛性を高めることで、地震の揺れに対応するものであります。建物内部にステンレス製の鉄骨を箱型に組み立て、設置する工事を行います。

内容は、15ページの断面詳細図で、御説明いたします。

(3)の石工事は、基壇周りの石積み工事でございます。

平成30年度補助事業で、基壇の南側・東側を中心に石積み工事を実施いたしました。今回の工事では、残りの部分の石積みを行います。

(4)の塗装工事につきましては、アの胡粉及びイの丹土塗装を行うものでございます。

アの胡粉は、貝殻の粉末を用いた白色顔料であり、二重軒先の天井等を塗装

いたします。

イの丹土は、酸化鉄由来の赤色顔料であり、今回の工事では、主に組物や垂木材の下塗りを行うものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。今回実施いたします工事の施工範囲を示したものでございます。

図面左側が、南門を南側正面から見た東西方向の桁行断面図で、右側が東側側面から見た南北方向の梁行断面図でありまして、斜線で示している範囲が今回の工事範囲でございます。

木工事では、二重の部材組み立てと初重の扉枠の取付けを行います。

また、両方の図面で、二重から初重へ下に突き出た部分がありますが、この部分が構造補強の工事を行う箇所でございます。

両方の図面の下の方、基壇周りでございますが、左側の図で示した西側、右側の図で示した北側と南側上端部で石積み工事を行うものでございます。

なお、資料の下段に南門全体の概要を表記いたしましたので、参考にご覧いただければと思います。

次の15ページでございますが、こちらの図は前のページ右側の梁行断面図のうち、二重部分を中心に拡大した断面図でございます。

図面右端に記載いたしました、縦方向の矢印につきましては、年度ごとの木工事範囲を示したもので、下から平成30年度補助事業、平成31年度補助事業、令和2年度補助事業の順となっております。

今回実施いたします、令和2年度補助事業につきましては、斜線部分の二重台輪から二重屋根材までの範囲となっております。

また、今回の工事では、図の中央部、斜線部分で下方に突き出た部分を太く示しておりますが、この部分は本来空洞であった部分でございますが、建物の安全性を確保するため、構造計算に基づいた構造補強工事を施すものであります。

資料左上四角囲みは、東側面から見た構造補強のイメージ図でございます。

ステンレス製の鉄骨の柱を、初重四の肘木と二重二の肘木に取り付け、その間を同じくステンレス製の梁でつなぎ、箱型に組み立てるものであります。

箱形に組んだ東側と西側及び上部には、鉄筋ブレースを取付けるもので、構造補強体の規模は、縦3.9メートル、横2.6メートル、東西方向の奥行きは3.2メートルとなっております。

また、この構造補強の上部壁には、ステンレス鋼板を用いた補強壁を設置するほか、部材の接続部分には必要に応じて補強金具を取付けるものでございます。

以上で、臨時代理事務報告第3号の説明を終わります。

教育長

ただ今の説明について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

入札についてですが、この事業自体は、平成30年度、31年度、令和2年度の補助事業により南門という一つの建物を建てるもので、通常として入札手続きによらないといけないと思うのですが、一つの事業者が継続して行わないと事業が成り立たないという条件があるときでも、入札をしなければならないのでしょうか。

教育長

文化財課長。

文化財課長

通常、建物を作る場合は同じ業者が建築するのが基本となりますが、今回の南門工事においては、文化庁の補助金を活用し、その範囲で工事を行うことを基本に着手しております。

文化庁には、計画を説明して理解をしていただいているのですが、補助金は文化庁の枠の中でいただくことになっており、通常、橋や道路を作る時などは先の数年間の財源も確保した上で、単年度ごとに工事を行いますが、今回の事業についてはその担保がない状況で進めてきました。

委員がおっしゃったように、他の業者が既に構築した後に、別の事業者が果たして工事できるのかという疑問もありますが、今回の工事につきましては、そのようなことがないように、入札を公示する段階で、実施設計をお願いしている公益財団法人文化財建造物保存技術協会の方に、構造上問題がない、年度ごとに完結するような設計とし、引き続き別の業者が入れる区切りの良いところで区切り、毎年度、総合評価方式の一般競争入札を行ってまいりました。

結果的には、一つの業者が入札に参加し、継続となっておりますが、他の業者も参加できるような入札形態で実施しております。

樋渡委員

公募期間が2週間だけではなかなか難しいとは思いますが、図面や設計図書などで他の業者も参加できるということによろしいでしょうか。

文化財課長

構造上もほかの業者が参加できるような前提で進めております。

樋渡委員

わかりました。単年度ということで、これまでも悩ましい決断をされてきたことと思います。

文化財課長

通常ですと、一体的な建物の建設ですので、複数年の補助財源を確保した上で、1者と契約して進めていくのですが、今回は財源の裏付けがないということで、毎年度入札をしてまいりました。

結果的には文化庁の補助も間があかないように進めることができ、国の予算がつかないと空白ができてしまうという懸念もありましたが、今のところは順調に進んでいるというところでございます。

樋渡委員

先日の立柱式で拝見したときも、特別な建築物なので、それを単年度ごととなるとかなり大変かなと考えました。ありがとうございました。

教育長

その他にございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第3号について承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和2年度多賀城市一般会計補正報告第4号 正予算(第11号)に対する意見)

教育長

次に、臨時代理事務報告第4号「臨時代理の報告について(令和2年度多賀城市一般会計補正予算(第11号)に対する意見)」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。次長。

次長

議案資料の5ページを御覧願います。

臨時代理事務報告第4号「臨時代理の報告について」、御説明を申し上げます。

これは、7ページにございますように、令和3年3月15日付けで、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、「令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第11号）」の調製について意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、報告するものです。

6ページを御覧願います。

こちらが、臨時代理書でございまして、令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第11号）の調整について、令和3年3月15日付けで異議ない旨、回答しております。

ここから、別冊資料の臨時代理事務報告第4号関係資料「令和2年度教育委員会所管、一般会計補正予算（第11号）書」によりまして、順に内容を御説明いたします。

はじめに、4ページをお願いいたします。

表の右から2列目の補正額の欄でございます。

補正額の欄一番下に、一般会計予算の歳入補正額の合計額が出ておりますが、今回の補正額の合計額は、2億1,478万5,000円です。

歳入の補正後の総額は、その右隣の欄に記載の361億3,576万円となるものでございます。

次に9ページの表の欄、太枠で囲んだ10款教育費がございましたので、御覧ください。

10款教育費の歳出補正予算額については、今回の補正は財源の組換えのため、補正額はゼロで、教育費は54億4,554万5,000円のまま変更ございません。

その下の欄、11款災害復旧費2項文教施設災害復旧費で、2,113万円の補正でございます。

補正後の歳出総額は、表の一番下の欄右端記載の361億3,576万円となるものでございます。

内容につきまして、御説明いたします。

歳出から御説明いたします。14ページ、15ページをお願いいたします。

初めに教育総務課関係です。10款2項1目小学校費、学校管理費で、説明欄1学校施設維持管理事業〔小学校〕の財源組替えでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として児童・教職員等のハンドソープ及びアルコール消毒液等を購入した経費のうち、事業費の2分の1に国庫補助金を充当し、残り2分の1に対しては一般財源を充当する予定でしたが、その一般財源充当分を、全額新型コロナウイルス感染症対策交付金等の追加内示を踏まえた財源組替を行うものです。

次に、10款3項1目中学校費、学校管理費で、説明欄1学校施設維持管理事業〔中学校〕の財源組替でございますが、内容は小学校費と同様でございます。

ここで恐れ入りますが、明許繰越設定を説明いたしますので、2ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、追加の表の上から3段目、10款教育費です。

10款2項小学校費、学校施設維持管理事業で190万円、10款3項中学校費、学校施設維持管理事業で310万円を追加するものです。

これらは、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として児童等のアルコール消毒液等を購入し、順次、感染症対策を実施してきました。

国の第3次補正を活用することと合わせて、アルコール消毒については、保管できる数量や保管方法が消防法で規定されていること、これらのことを踏まえまして、消毒の使用状況に合わせ、年間を通じて継続的に購入・保管し、消毒を実施するために、繰り越すものでございます。なお、完了は令和4年3月の予定です。

16ページ、17をページお開き願います。

11款2項1目文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧費で2,113万円の増額です。

説明欄1小学校施設災害復旧事業で、1,055万円を増額補正するものです。これは、2月13日に福島県沖で発生した地震により、小学校校舎等が被害を受けたことから、災害復旧工事及び国の災害査定に伴う工事設計業務を委託する経費でございます。

説明欄2中学校施設災害復旧事業で、1,058万円を増額補正するものですが、内容につきましては、小学校施設災害復旧事業と同様でございます。

恐れ入りますが、18ページをお開きください。

令和3年2月13日福島県沖を震源とする地震による学校施設の被害状況の一覧表です。

教育委員会が把握している主な被害状況は記載のとおりでございます。学校生活に支障をきたすような、大きな被害はありませんでした。しかし、全ての小中学校で記載のとおり被害を確認しております。

また、資料下段の「※」印にあるように、全ての学校で多数の外壁クラック及びエキスパンションジョイント、建物間のつなぎ目をカバーする金属製部材の破損を確認しています。

今後は、業務を監督する総務部管財課と連携を図りながら、速やかに国の災害査定を受け、設計及び工事を迅速に進め、一日でも早い災害復旧に努めてまいります。

ここで恐れ入りますが、明許繰越設定を説明いたしますので、2ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、追加の表の一番下、11款災害復旧費です。

11款2項文教施設災害復旧費、小学校施設災害復旧事業で1,055万円を追加するもので、内容につきましては、歳出で説明しましたとおり、設計に要する経費で、完了は令和3年7月末の予定です。

次の欄、中学校施設災害復旧事業で1,058万円を追加するもので、内容につきましては、歳出で説明したとおり設計に要する経費で、完了は令和3年7月の予定です。

続きまして、同じ2ページの下の方、繰越明許費補正（変更）を説明いたします。

10款2項小学校費、学校環境整備事業で、6億1,059万4,000円の繰越明許費を、3,858万8,000円増額補正し、6億4,918万2,000円に変更するものです。

10款3項中学校費、学校環境整備事業で、3億5,334万9,000円の繰越明許費を2,572万2,000円増額補正し、3億8,107万1,000円に変更するものです。

この二つは、令和2年第3回臨時会においてお認めいただきました、小中学校図書室のエアコン設置に係る工事費です。これは、トイレの全面改修工事やGIGAスクール構想に基づくネットワーク工事等の複数の工事を同時に進めてきました。そのため、学校の授業に影響がでないよう、工事の期間や時間の調整に時間を要し、年度内の完成が難しいことから繰り越すものです。

なお、完成は令和3年6月末を予定しています。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

15款2項5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金で、説明欄1学校保健特別対策事業費補助金で、299万7,000円を増額補正するものでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として児童等のハンドソープ

及びアルコール消毒液等を追加購入したことにより、事業費が増額したことに伴う国庫補助金の増額分です。なお、補助金の充当率は2分の1です。

12ページ、13ページをお開き願います。

2節中学校費補助金で、説明欄1学校保健特別対策事業費補助金で197万5,000円を増額補正するもので、内容につきましては、ただいま説明しました小学校費と同様でございます。

以上で、臨時代理事務報告第4号の説明を終わります。

教育長

ただ今の説明について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第4号について承認します。

議案第8号 職員の人事について

教育長

次に、議案第8号ですが、本件は人事案件でありますので、秘密会としたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、これより秘密会といたします。
それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

<学校教育監、生涯学習課長、文化財課長 退室>

(秘密会の会議録については、別途作成)

教育長

それでは、資料の回収をお願いします。

(委員から資料の回収)

それでは、関係課長に入室願います。

＜学校教育監、生涯学習課長、文化財課長 入室＞

議案第9号 第2期多賀城市教育振興基本計画について

教育長

次に、議案第9号「第2期多賀城市教育振興基本計画」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、議案第9号「第2期多賀城市教育振興基本計画について」を御説明申し上げます。内容の詳細につきましては、教育総務課の菊地参事から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

教育長

教育総務課参事。

教育総務課参事

それでは、議案第9号「第2期多賀城市教育振興基本計画」につきまして、私から御説明いたします。

今回の提案までの取組、流れを、別添議案第9号関係資料3で御説明いたします。

まず、1の実施までの手段でございますが、教育振興基本計画策定会議を3回開催し、原案を策定いたしました。

教育委員会定例会・臨時会において、2回の間接報告を行うとともに、各教育委員からの意見を取り入れ、計画案の策定を進めてまいりました。

市長が主宰する総合教育会議におきましては、令和2年11月25日に第二次多賀城市教育大綱の素案協議を行い、令和3年1月27日に教育大綱案を承認しております。この教育大綱に基づき、計画（案）を策定しております。

また、計画策定にあたり、幅広い御意見を聴取するため、パブリックコメントの募集を行いました。

ホームページによる募集の他に、市役所内の各課から意見聴取するとともに、校長会及び教頭会からも御意見を頂戴しました。

さらに、令和3年3月に開催した社会教育委員の書面会議において、本計画の

パブリックコメントの募集を告知し、多数の御意見をいただいております。

公表につきましては、今定例会で議決後にホームページ等で公表する予定としております。

パブリックコメントにつきましては、令和3年2月12日から26日までの、15日間実施し、21名から36件の意見をいただいております。前回の定例会での中間報告以降に取りまとめましたパブリックコメントを反映した形での教育振興基本計画案となっております。

パブリックコメントの詳細につきましては、別添議案第9号関係資料2に記載しておりますので、後ほど御確認ください。その他の箇所につきましては、前回の説明と変更ございません。

以上、議案第9号の説明を終わりますので、よろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について質疑はありませんか。

教育長

その他ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、これより採決に入ります。議案第9号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第9号について原案のとおり決定いたします。

議案第10号 第三次多賀城市立図書館基本計画について

教育長

次に、議案第10号「第三次多賀城市立図書館基本計画について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案第10号「第三次多賀城市立図書館基本計画について」、別冊の議案関係資料に沿って御説明させていただきます。

第三次多賀城市立図書館基本計画の1ページをお開きください。

第1章計画の位置付けについて、次のページにわたって整理してごさいます。ここでは、2点申し上げます。

1点目は、1ページ下から3行目の段落を御覧ください。

この計画は、第二次計画に掲げた市立図書館のあるべき姿を継承しながら、図書館業務の体系的な整理を行ったものです。

なお、市立図書館のあるべき姿については、後ほど触れさせていただきます。

2点目です。次のページをお願いします。3の項計画期間です。

計画期間は、第六次多賀城市総合計画等との整合を図るため、令和3年度からの10年間とします。ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

次のページをお願いします。第2章図書館を取り巻く状況でございします。3ページから4ページにかけては、図書館に関する法律、図書館に関する近年の動向について整理してごさいます。

4ページをお願いします。

ここでは、1点のみ触れさせていただきます。

今後の市立図書館の有り方を見据えた場合、特に注視すべき事項は、(4)にあります「視聴覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」、いわゆる読書バリアフリー法でございします。今後は、電子書籍の導入などによる新たな財政投資の必要性や電子書籍の導入により、本市図書館コンセプトである「滞在型図書館」としての立ち位置について、一考を要することとも予想されます。従って、近隣自治体の動向はもとより国の動きを常に把握し、対処してまいりたいと思っております。

続いて、次のページをお願いします。第3章市立図書館の現状です。

ここでは、①市立図書館の概要、②図書館サービスの状況、③子供読書活動の推進、④利用者アンケートの結果など、4つの見出しで整理しております。

一つひとつの説明は割愛させていただきますが、1の市立図書館の概要は、本館、分室、移動図書館についての概要をまとめておりますが、特に、現計画期間と比較し、変更点はごさいません。

7ページをお願いします。

3の図書館サービスの状況でございします。これは、現計画期間における実績

をまとめたものです。ここでは、主なものについて触れさせていただきます。

はじめに、(1)の実利用人数についてです。これは、図書館で図書の貸出しを受けた者の人数でございます。下のグラフを御覧ください。

平成27年度末に新図書館がオープンし、平成28年は19.2%までに上昇しましたが、これを境に年々減少傾向にあり、平成31年度は14.5%となっております。

なお、第六次多賀城市総合計画の策定に合わせて、市立図書館の利用の有無について、新たに市民アンケートで取得することとしました。その結果は、資料の中段にありますとおり、令和2年11月に実施した市民アンケートで、市立図書館の利用率は42.5%となっております。従いまして、図書の貸出しを受けた市民は、市民全体の14.5%ですが、図書の貸出しを受けないものの市立図書館に足を運んだ市民は、市民全体の42.5%と、約2人に1人は図書館を利用している結果となっております。このことは、生涯学習課が所管する公共施設の中では最も高い数値となっております。

次のページをお願いします。

(2)貸出冊数でございますが、表にありますとおり、駅前に図書館が移転してから格段に伸びておりますが、平成28年度を境に減少傾向にございます。

ただし、資料にはございませんが、一人当たりの貸出冊数は県内の公立図書館の中で、毎年群を抜いて一位を維持してございます。

次のページをお願いします。

(3)の蔵書については、現在の収蔵率は72.4%で、あと10万3,000冊程収蔵可能となっております。

また、イの一人当たりの蔵書数ですが、下のグラフでいいますと太い実線が本市のデータですが、毎年度上昇しているとともに、国・県の平均値を毎年上回っております。

なお、資料にはございませんが、平成31年度一人当たり蔵書数4.35冊は、県内公立図書館中では第10位、市レベルでは第5位で、かつ、この順位も毎年度上昇しております。

11ページをお願いします。

(6)の図書館行事ですが、これは、東北随一の文化交流拠点の中核施設として、資料に記載の3つの視点に基づき、移転後は、毎年約180件ほどのイベント・講座等を行っております。

13ページをお願いします。

(8)広報活動ですが、ここでは、資料にありますとおり様々な媒体を用いて広報活動に努めていることを記載してございます。

グラフは、図書館のホームページの閲覧者数を表したもので、図書館の移転後、飛躍的に数値が上昇しております。移転初年度と比較しますと、減少との見方もございますが、毎年度安定して200万件を維持しております。この数値は、文化センターのホームページの閲覧者が約40万件であること、市のホームページの閲覧者が約240万であることを踏まえますと、極めて高い値であると思っております。

次のページをお願いします。14ページをお願いします。

4の市立図書館利用者アンケート結果でございます。

ここでは、現計画期間において取得した全てのアンケート結果を多賀城市民に限定し、大きく4項目を取り上げ整理しました。簡単に順に御説明いたします。

(1)の利用頻度では、計画期間を通じてほぼ毎日、週1回から2回又は2～3週間に1回と答えた利用者が8割を占めており、市立図書館が市民のライフスタイルの一つとなっていることが伺えると思っております。

(2)満足度でございますが、計画期間を通じて「大いに満足」及び「満足」と回答された方、表でいいますと一番下と下から2番目の項欄の合計ですが、常に安定して8割を維持していることから、相当程度利用者満足度の高い施設であることが受け取れます。

(3)推奨度でございますが、市立図書館を家族等に薦めたいと思うかとの問いに、計画期間を通じて「非常にそう思う」又は「そう思う」と回答された方、表一番下と下から2番目の項欄の合計ですが85%前後で推移しております。

(4)影響度でございますが、これは、昨年9月の利用者アンケートで初めて取得した情報でございますが、資料にございますとおり「本を読むことが多くなった、いろいろなことに興味を持つようになった」など、市立図書館の利用を通して、市民の意識や行動に変化が生じてきていることが受け取れます。

なお、今後も引き続き利用者アンケートで確認してまいりますので、さらに数値が上昇するよう意を配して、指定管理者とともに図書館運営に当たってまいります。

次のページをお願いします。

第4章市立図書館の運営についてです。

まずはじめに、1の基本理念は、2ページにまとめてございます。

これは、現計画であります第二次基本計画に掲げた市立図書館のあるべき姿でございまして、第三次計画においてもこのあるべき姿を継承いたします。

具体には、誰もがその場に滞在したくなるような心地よい居場所であること。その存在意義を確立し、本との出会いや人との交流を通してともに学びあ

うことのできる場であること、です。

そして、この姿を達成するために、引き続き枠で囲んだ中に示した5つの場の創出を目指してまいります。

18ページをお願いします。

2の基本的な運営方針です。これは、ただ今御説明いたしました基本理念の実現に向けて定めた基本方針です。「市民の生涯学習を育む図書館」から、「時代の変化に対応し、成長し続ける図書館」まで、4つに分類し整理させていただきました。

次のページをお願いします。

3の基本方針に基づく取組についてです。

(1)の市民の生涯学習を育む図書館では、4点です。

一つは、アの蔵書の充実に努めます。収集する資料については、資料に記載の4つの視点を意識し努めてまいります。二つ目は、イの快適な利用環境の創出、三点目は、ウの「より利用しやすい図書館サービスの提供」で、市民が利用しやすい図書館を目指し、市内各所への返却ボックスの設置、来館困難者等の利用機会の確保や高齢者や障害者等へのサービスの実施を目指してまいります。四点目は、エの多様な利用者に向けたサービスの提供でありまして、資料にありますとおり、様々な手段を講じて、きめ細かいサービスの提供に努めてまいります。

次のページをお願いします。(2)子どもの読書文化育む図書館です。

ここでは、読書文化の普及啓発、読書機会を充実、読書環境の充実、関係機関との連携、学校図書館支援の充実の5項目を掲げ、資料に記載の取組を行ってまいります。

次のページをご覧ください。

(3)地域の文化を育む図書館についてですが、ここでは、近隣施設等との連携による市民交流の拡大、市の歴史・文化の継承と活用、課題解決支援の充実の3項目を掲げ、文化の発信拠点として鋭意取り組んでまいります。

次のページをお願いします。

(4)時代の変化に対応し、成長し続ける図書館でございます。

ここでは、様々な媒体を活用し、利用促進を図ること。ボランティア団体等の連携を深めること。多様化する市民ニーズへの対応に努め、図書館運営の改善・向上に努めてまいります。

次のページをお願いします。

最後となります、第5章計画の進行管理についてです。

これは、新たにこの次期計画から掲載させていただくものです。市立図書館

の運営状況を把握・管理していくための指標を掲げたものです。全部で13項目列挙してございますが、市の総合計画や教育振興基本計画との整合性を図りながら整理しました。

今後は、この指標を基に、市と指定管理者とのモニタリングはもとより、図書館運営審議会等で評価・検証いただき、進行管理に努めてまいりたいと考えるものです。

以上で第三次多賀城市立図書館基本計画案の説明を終了させていただきます。

教育長

ただ今の説明について質疑はありませんか。林委員。

林委員

13ページの広報活動について、フェイスブックを活用しての情報発信と記載されていますが、ほかにもツイッター、インスタグラム、ユーチューブ等ありますが、フェイスブックに限定している理由は为什么呢。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

まず、フェイスブックの利用者層を鑑みて導入した、という経緯があります。ただ、ほかにもいろいろな媒体がありますので、そういったものにも取り組もうとしているのも事実でございます。

林委員

ということは、さらに広がる予定があるのでしょうか。例えば、若い人ならフェイスブックよりはインスタグラムの方が使っている割合が多いですし、ツイッターも利用者が多いと思いますので、全部運用するのが一番いいのでしょうか、効率的にしていただければと思います。

生涯学習課長

ありがとうございます。

教育長

その他ございませんでしょうか。林委員。

林委員

7ページの実利用人数について、開館当初から比べれば、下がっていくのは当然だとは思いますが、これは想定内なのか、それとも、想定外の落ち方なのか、あるいはこれからは利用者数が増える方向に舵を取っていくのか、その点の今後のことについてもお願いします。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

平成28年度の移転当初ということを経験に考えますと、多少それよりも落ちてくるというのが世の通例なのかなとは思いますが。

また一方で、減り方等に注目したときには、実は特殊事情もあったということもございます。一時的には、台風による被害で児童書コーナーが休館となったりですとか、コロナの関係であったりですとか、実はそういったところを抜きにして考えますと、あくまでも試算ですが、それほどこのような落ち方はしていないというような見方をしております。

今後のことではございますが、実利用人数を地域別、年代別で分析いたしますと、小さなコンパクトな街でございますが、若干地域性も出ております。図書館よりも遠隔にある地域の利用人数がやや低めということもありますので、そういったところには何らかのアプローチが必要であろうと思っております。

あとは、未就学児の利用率が若干ほかの年代よりも低いので、そこには力を入れていこうと考えております。

林委員

ありがとうございます。

教育長

この実利用人数については他にございませんでしょうか。この実利用人数については、滞在型と貸出型の図書館でも違ってまいります。

生涯学習課長

一点だけ補足がございます。全てを整理できている訳ではございませんが、指定管理者が他の自治体で運営を指定管理受託している海老名市ですと12%

ほどでございますので、それよりは多くなっております。

県内の自治体と比較しますと、多賀城市の14%程というのは高いほうでございますまして、10%を切っているところも結構ございますので、まだまだ利用者数も他のところよりは高いのかなと思います。

教育長

その他にございませんでしょうか。樋渡委員。

樋渡委員

図書館で行っている催し物については、いつも会議の諸般の報告にあがっており、とても内容は素晴らしいのですが、人数を限った中でやったほうが良いのか、さらに広げていただけるといいのかなと思いました。

教育長

御意見ということでよろしいでしょうか。

樋渡委員

はい。それから、図書館には実用書や雑誌などがそれほどないのは、内容が日々新しくなっていくのと、図書館としてのコンセプトで、それを読みたい方は書店の方で、というもあるのですが、もう少し貸出の方にもあればいいのかなと思いました。これは希望です。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

雑誌の貸出につきましては、移転当初から様々な視点で整理をし、購入する資料の種類につきましても移転前より減ったのは事実でございます。

その後、各雑誌等についても、いろいろそういう状況下にあることも踏まえて、今まで月刊誌だったものを季刊誌にしたものもあり、今も見直しをしておりますので、いただいた御意見を参考にしながら整理してまいりたいと思います。

教育長

その他にございませんでしょうか。樋渡委員。

樋渡委員

今回の計画はかなり長いスパンの計画となっておりますが、今後の大学の移転なども絡めていくと、そちらの影響はどうなのかと気になりました。そちらに関しての方向性については、いまのところあるのでしょうか。やはり、図書館も書店も学生の利用がかなりあると思いますので、移転した際の利用状況も踏まえての計画なののでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

大学の移転については、いろいろと聞き及んでいるところもありますが、それを意識した計画になっているかといいますと、そうではございません。

計画期間を10年間としていますのは、市の今後あるべき姿というのがどちらの方向に向かっていくのかというのを10年間で計画している点に着眼しました。

その中で、図書館としてやるべき業務ということは、雑駁な言い方になるかもしれませんが、この5年、10年で大きな変化はあるのだろうか、図書館は図書館としてあり続けるのなら、まずは大きな10年間の中で計画を作っていくこととしました。

委員がおっしゃるようなことも含め、様々な要因がこの10年間にはあろうかと思えます。ですので、若干の軌道修正のようなものは、その時点々々において行っていくべきであろう、必要に応じて見直しを行うというような但し書きで整理したところでございます。

教育長

よろしいでしょうか。

樋渡委員

はい。

教育長

基本理念という部分を引き継いでいますので、それを追求していくということで、御理解いただければと思います。

その他にございませんでしょうか。菊池委員。

菊池委員

感想としまして、アンケート結果を見ますと、満足している方がたくさんいらっしゃると思いますし、影響度としまして、いろいろなことに興味を持つようになったりとか、指定管理者の方々ががんばってくださって、本当に評価したいと思いました。

教育長

その他にございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、これより採決に入ります。議案第10号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第10号について原案のとおり決定いたします。

議案第11号 第四次多賀城市子ども読書活動推進計画について

教育長

次に、議案第11号「第四次多賀城市子ども読書活動推進計画について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案第11号「第四次多賀城市子ども読書活動推進計画について」御説明いたします。

計画書案に沿って御説明申し上げますので、議案第11号関係資料となりま

す計画書の1ページをお開きください。

第1章計画の策定に当たってでございますが、

この計画は、2の項にありますとおり、平成13年に制定されました子ども読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき策定するものです。

計画策定の意義は、1ページの3行目を御覧ください。

全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を積極的に推進するためのものです。

計画期間は、1ページ下段にありますとおり5年間としてございます。これは、国や県の計画が5か年計画となっているため、これらの計画との整合性を担保するためのものです。

なお、次期計画の基本的方向性は、現行計画を継承するものとしてございますが、1点、不読率の低減を図るという新たな視点を加えております。

次のページをお願いします。

第2章子ども読書活動の状況についてです。

1の取組経過は、国・県・市のこれまでの計画策定の経過や子ども読書活動の推進に関する主な取組について、時系列に表にまとめたものです。

次のページをお願いします。2の子ども読書活動の現状についてです。

これは、現行計画に掲げる成果指標単位で国・県・市の3つの主体の実績値をまとめたものです。

なお、不読率につきましては、次期計画で新たに指標化する都合上、この章立ての中にも加味させていただいております。

また、子どもの不読率は、国や県の計画において注視している事柄で、本市もこの姿勢にならうとともに、この率をいかに引き下げるかが、特に本市の子どもたちの読書活動の推進には、極めて重要なカギであるとの認識しております。

それでは、不読率を含め、具体の状況について総括的に御説明いたしますので、6ページをお願いします。上段の(4)本市の子どもの読書活動の状況と題した表を御覧ください。

この表は、縦軸に「不読率」、「1か月当たりの読書冊数」、「学校図書館の年間貸出冊数」の3つの指標をそれぞれ小学生・中学生と二分割して整理し、横軸には現計画であります第三次計画の目標値と平成31年度の現状値、実績値でございますが、国・県・市の3つの主体に分けて整理したものでございます。

こちらを御覧の上、3点申し上げます。

一つは、現行計画の目標値に対して、平成31年度本市実績は全ての項目で

目標を達成しております。

二つ目は、本市の実績値は、小学生の不読率以外は、全ての項目で国・県の平均値を上回っております。

三つ目は、読書冊数や貸出冊数が国・県の平均値を上回る一方で、不読率については、これに連動した形で数字に表れておらず、本を読む子どもと読まない子どもの二極化が進んでいるのではないかと考えられることです。

なお、この表からは読み取れませんが、読書冊数や貸出冊数については、図書館移転後に急激に数値が上昇しており、加えて毎年増加傾向にございます。このことは、資料の4ページから5ページにかけて、各指標ごとに整理したグラフで読み取れますので、後程御覧いただければと思います。

それでは、続けて6ページ中段、3の子ども読書活動に係る環境変化について御説明させていただきます。

一口に環境変化と申しますと様々な事象がございしますが、ここでは、スマートフォンやパソコンをはじめとした情報通信技術の進展と普及を取り上げさせていただきました。具体的に、全国の小学生そして中学生のインターネットの利用率をグラフでご紹介しておりますが、これをみますと年々インターネット等の利用率が増加していることが見てとれます。

については、こうした情報環境の変化は、子供の読書活動に大きな変化をもたらすものと受け止め、国が実施することとなっている実態調査の分析結果を基に、適切な対応を行っていく必要性を強く感じております。

次のページをお願いします。第3章基本方針でございしますが、基本的に、現行計画の方針を継承するものとしております。

対象者は、記載のとおり乳幼児から中学生までとします。

2の目指す姿ですが、枠で囲まれた表にありますように、子どもに読書の習慣が身につく、子どもが自ら本を選び、進んで読書に取り組んでいる状態を目指します。

3の成果指標と目標値でございしますが、現行計画の成果指標に新たに不読率を加え、子どもの読書活動の推進に努めてまいります。

4基本的方策は、目指すべき姿を実現するための方針でございまして、資料にありますように、読書文化の普及啓発から関係機関との連携協力までの4つの方策、方針を定めました。

次のページをお願いします。

第4章具体的な取組でございしますが、これは、次のページにかけまして、本計画期間内に取り組むべき事項を、家庭、学校、行政等といった実施主体ごとに整理したものです。

一つひとつの説明は割愛させていただきますが、それぞれの実施主体において、4つの基本的方策に基づき、読書活動の推進を図るため、子どもの発達段階に応じ、読書習慣を身につけるための読書文化の普及啓発事業を実施してまいります。読書の楽しさを感じてもらえるような読書機会の充実を図る事業を実施してまいります。

また、特に、行政機関等においては、蔵書の充実や学習スペースの確保等による読書環境の充実はもとより、学校図書館や市立図書館との連携などを通じた関係機関との連携協力体制を強化してまいります。

最後に、11ページ以降につきましては、参考資料として現行計画期間における各種取組結果や子ども読書活動の推進に関する法律を掲載しております。御審議の参考としていただければ幸いです。

以上で説明を終了させていただきます。

教育長

ただ今の説明について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

8ページで、不読率の目標値について県の値よりも高い値で設定されていますが、なにか理由があるのでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

委員のおっしゃるとおりで、目標値としましては県の数値よりも1%ほど高くなっております。ただし、市の目標値の位置付けとしましては、その値になればよいということではなく、最低限ここまでは低減させようというものですので、さらにそれよりも不読率を下げていくことを見据えて整理をしているものです。

樋渡委員

秋田県は、学力テストが全国上位の成績だそうですが、家庭での読書やノートを作って自主学習をしていると何かで目にしたことがあります。もしわかれば、秋田県の数値を確認していただければと思いますが、読書をすることで目を通していろいろな刺激や考えが生まれ、読むということはとても大切なこと

だと思しますので、これからもそういうところに力を入れていただければと思います。

先ほどの教育振興基本計画の資料の中で、板書をする無駄な時間を省いてその分ディスカッションをすればよいのでは、という御意見もありましたが、ディスカッションをする時間も大事だとは思いますが、特に字を書けないお子さんにとっては板書をする事自体も難しく、書くことも大事で、IT化とはいいながらそういうことが基本にないと、それ以前の問題でもっと必要なところもあると思しますので、その辺も考慮に入れていただけたらと思いました。

教育長

秋田県の不読率をお知りになりたいということによろしいでしょうか。

樋渡委員

はい。学校と家庭が連携して、家でも読書の時間を持って、ノートを作りながら興味を持った学習のさせ方をしているようです。その結果がおそらく、学力テストの結果がよいから全てがいいというわけではないのですが、全国でも秋田はかなり成績がいいと思いました。

生涯学習課長

そこまでの情報をただ今持ち合わせておりませんので、調査した上で、定例会等で御回答申し上げたいと思います。

樋渡委員

よろしくお願いします。

教育長

秋田県については、いろいろ工夫をしていて、家庭学習との連携を秋田県全体でやっていて、たとえば退職した教員の方が地域での活動が活発であるとか、学校の授業の中での子どもたち同士のコミュニケーションを作るための工夫があるなど、様々な分析がされています。

読書については、知的な部分と、心を育てる、物語から情動的な部分をお母さんからの読み聞かせなどで、感動する気持ちを育てるということも非常にあると思います。その両面から、読書が大切であるとも言われております。

後ほど、お調べしてお答えします。

その他にございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、これより採決に入ります。議案第11号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第11号について原案のとおり決定いたします。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。

各委員等から、議題としたい事項等はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和3年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時47分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和3年4月28日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委員

印

委員

印